

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2013年1月15日発行
第104号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。



東京スカイツリー

東京都墨田区押上

地上29階（第2展望台）

634m（現存する電波塔では世界第1位の高さ）

着工 2008年7月 竣工 2012年2月

新春号

Winter

- 新年のご挨拶 … p.2
- 第41回セミナー報告 … p.6
- 埼玉管ネット行事予定表 … p.8



新年のご挨拶

特定非営利活動法人 埼玉ネット

会長 佐々木 一



2013年の年頭に当たり、まずは、会員皆様、並びにご家族様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

*「阪神大震災から18年」

今年も1月17日、被災地では、鎮魂の日を迎えます。人々の祈りには、被災から2年10ヶ月たった東日本大震災の犠牲者への深い哀悼と確かな復興の願いが込められている事と思います。

「1月17日」の教訓は、「3・11」に生かされているのだろうか？

大震災に不意打ちされたのは18年前の阪神大震災だった。「関西には、地震が来ない」という安心ムードがあり、

備えは十分ではなかった。

古い木造住宅などの耐震化は進んでおらず、死者6、000人余りの80%以上は、家屋倒壊や家具の転倒による圧死だったという。密集市街地の放置は火災の拡大を招いた。兵庫県は4年前、復旧・復興過程を検証して100年の教訓にまとめた「伝える阪神・淡路大震災の教訓」を出版した。

○災害初期には、地域住民が消防や警察と連携して救助にあたったり、高齢者等「要援護者」の安否確認や避難を優先的に行ったりすることが重要だとしている。

○災害過程では、産官学連携による新産業創出の必要性、企業の早期再開が雇用確保につながるなどが指摘されていた。

私有財産である住宅に、公的補助を可能にした被災者生活再建支援法が、震災の3年後に成立した。これは、難題だった住宅債権が容易になっ

たと述べている。これらは、東日本大震災にも共通する課題だ。

全国各地の自治体が防災計画や復旧・復興対応を検討する際の参考になると思う。

東日本大震災では、自衛隊の災害派遣要請迄4時間を要したが、東日本大震災では、発生6分後から地元知事の要請が始まっている。ここでは教訓が生かされた。

○東日本大震災は、地震の規模も津波の高さも予想をはるかに超えるものだった。過去の津波被害の経験からハザードマップの作り方が進み、防災訓練も繰り返し行われていたが「想定外」の事態には、対応出来なかった。

例えば、津波に運ばれた車両や建物が炎上した「津波火災」、広範囲に及んだ液状化等の二次災害が発生した。

全電源喪失による原子力発電所事故も起きた。日本列島は地震の活動期に入ったとされる。首都直下型や東海・南海・南海の連動型巨大地震も確実にやってくる。

被害を極小化する為に、二

つの震災から汲むべき教訓は、多い。「想定外」を想定し、防災体制の改良を続けるべきだ。国民の一人ひとりが、災害の多い日本に住まう自覚を新たにする必要がある。

*「コミュニティとマンション管理」

私たちの住むマンションの管理組合活動の中に「コミュニティ」活動といわれるものが有ります。

それは、どんな意味がありどんな役割を果たしているのでしょうか？

「コミュニティ」とは、共通の目的や意識を持った地域社会（共同体）の事で、昔は集落や村落単位ですべてのことが行われました。それが「コミュニティ」の原形です。

マンションは、そこに住み共有の財産を維持管理するという共通の目的がありますから、そこに暮らす人々によって一つの「コミュニティ」が出来ているといえます。

マンションはいつ修繕するか、その予算はどれだけののか、ペットを飼ってもいいかどうかなど、そこに住む持

ち主（区分所有者）が自分たちで決めなければならぬところがたくさんあります。

どうしても多数の人たちが管理組合の中で合意することが必要です。みんなの意見をまとめる為には、マンション内での人間関係が密接であればある程うまくいきます。

そこで良い「コミュニティ」ができていくかどうか、非常に重要になります。

現在、孤独死、高齢者不明問題、独居老人の増加に加えて、東日本大震災で地域コミュニティの重要性が再認識され再生の取組みが加速しております。超高齢化社会を迎えて、高齢者見守り安否確認が重要に成って来ておりますが地域は、試行錯誤でバラバラというのが実態です。本来マンションは、管理組合を中心にコミュニティ活動と連携することによって一つのまとった単位として高齢者見守りに適した環境をもっています。

マンション単位の自治会を持つことは、地域ぐるみで高齢者を見守れる新しいコミュニティづくりにつながります。

マンション問題総合研究所

理事長 喜田 大三



謹賀新年

住宅は生活基盤に不可欠。巳年をむかえ人生80余年間の住宅をかえりみました。

木造 RC造 分譲 賃貸 造る 借りる 買う 稼ぐ

◎自然豊かな農家に生まれる

旧姓井口の生家は、わら葺きでなく、数少ない瓦葺き二階建て、煙突もありました。

農家ですから、間取りは同じで、炊事場などの土間と数段高い畳四部屋に別かれ、間仕切り戸をはずして冠婚葬祭の大広間として使用。

戦後、水道やガスが普及し土間はなくなり、6年前に生家は建てかえられました。

東と西の山並み、南方に広がる農地と東の大川。以前は米麦二毛作で、多くの生物が

すむ自然豊かな環境でした。

子供の時から、山仕事もふくめた農作業を手伝いました。今でも伐採・草刈・植栽・剪定など園芸が好きです。

◎景観と住みよい家を作る

喜田へ婿入り京都で間借り。昭和32年、京都北白川のお寺の地所に家をたてました。

東山36峰のひとつ瓜生山、尾根に幼稚園。その中腹南面の借地から大文字山や町が一望でき、緑の豊かな環境が気に入りました。

建設資金が少ないので借地

40坪、建蔽率30%の12坪の狭い平家を計画。間取りは、リビング・キッチン・板の間に、4畳半の畳の間と書斎、子供部屋。南斜面にRC造の地下室。材木が高いので、屋根葺き材を軽くして、柱や梁を細くしました。

生垣を植栽し、畑作物や花を育てました。8年後に転職で関東へ移住し、一時貸家。その後、養母が入居して一人暮らし。関東に住む私が、必要な時期に園芸を応援。

昭和60年、借地を増やし、

友人に設計を依頼し二階建て

老人用の家に建てかえました。養母は、家と環境に満足し、訪問介護をうけ、17年後の91才まで長生きしました。

◎RC造の社宅と別荘

昭和40年、東京都清瀬市(旧清瀬町)に開所した建設会社の研究所へ転職。翌年、敷地内の社宅4階に入居。

30数年間の戸建て木造住宅の生活にお別れして、RC造共同住宅の生活をスタート。幸い、同じ敷地で園芸を楽しむことができました。

数年後に、偶然もあつて遂にアルプスの麓、長野県安曇野市(旧穂高町)の赤松林を購入し別荘を建てました。

穂高町学者村の敷地千数百㎡と別荘を親戚と共有。社宅の隣人が開放的で防犯できる別荘を設計、天然材で施工。

最初は甲州街道を車で約8時間、現在は高速利用して3時間。林の草木は不在中に成長、その始末で心地よい汗。別荘を拠点に、家族や友人も信州の大自然と遊び、文化を学び、そばを味わいます。

◎分譲マンションを買う

社宅入居期限は10年です。そこで、自然景観・店舗・交通・留守・自己資金などから、埼玉県新座市で数少ないマンションを探しました。

39年前の昭和49年に、7階建て100戸の建物を見学。家財や書籍が多いので、6階の55㎡住宅、隣りあわせ2戸を契約し翌年春に転居。

6階からの眺望はすばらしい。眼下に農家のケヤキ林、東南に関東の古刹・平林寺の国指定の約60万㎡保安林、そこまで野火止用水の散歩道。西南はるか100kmかなたに、美しい姿の富士山。

JR武蔵野線の新座駅へ歩いて10数分。駅利用者が増え、新幹線の始発や終電も利用できます。また、関越高速ICも近くて10分以内です。

駅南部の開発で、買い物も便利(本誌92号参照)。昨年11月に観光・文化・農産直売・集会の『ふるさと新座館』がすぐ近くに開館しました。

自然景観や利便性に満足ですが、マンション管理に種々の問題があります。

当初10年管理した開発会社

の大家意識(分譲であるのに家主と勘違い)や管理組合発足後の自主管理のため管理規約から脱線しがちでした。

現在は、外部の意見も参考にして、管理組合法人は規約改正や長期修繕計画また耐震診断などに着手。私もNPO 埼玉ネットの会員として、管理を学び研究し、マンションの運営に役だてています。

◎賃貸マンションで稼ぐ

昭和20年(1945)8月6日の阪神大空襲で、西宮市の家内の喜田生家も焼失。その後、町では木造住宅が順次再建されました。

平成7年(1995)1月17日の阪神大地震で木造住宅は全壊。再び災難、悲しい。当方は、震災5年前、亡き養父の木造家屋を賃貸マンションに建てかえており、無事。

RC造5階建て2棟、友人設計の環境に配慮した住宅、三方窓はとて好評です。

昨年4月、市は南海トラフ巨大地震に備え『津波避難ビル』の標識を掲示しました。

謹んで新春の
お慶びを申し上げます
平成二十五年

大規模修繕工事の
瑕疵保険



あんしん (株)住宅あんしん保証
03-3562-8122
東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テブコビル 6F

中村工業株式会社

〒179-0073
東京都練馬区田柄1-16-6
TEL 03-5967-1384
FAX 03-5967-1394

B V E
Building Value Engineering

改修中でも、居住環境を快適に!
ゴンドラ足場システムが、集合住宅改修工事のイメージを一新します。

日本ビソー株式会社 www.bisoh.co.jp
レンタル埼玉営業所 〒334-0068 埼玉県川口市新堀町3-1-1
TEL:(048)298-8852

前田建設グループ
フジミビルサービス株式会社

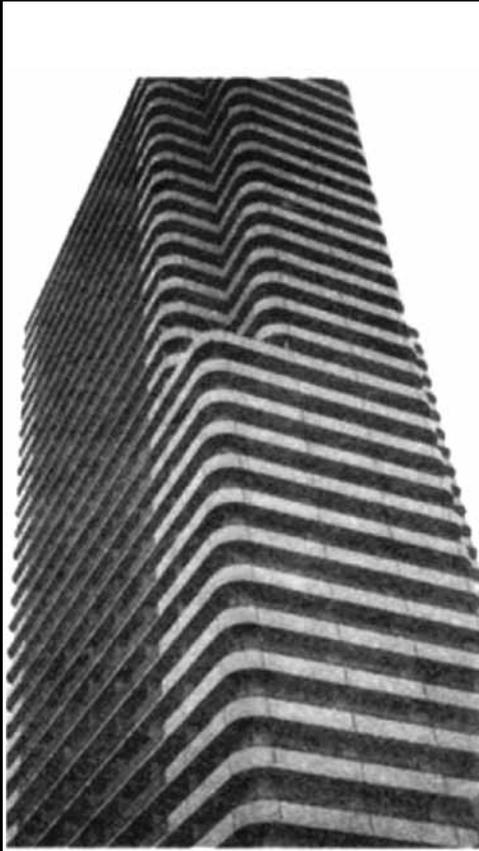
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町3-1-11
TEL:03-3639-7900
FAX:03-3639-7609

大和ライフネクスト株式会社

事業開発部
0120-54-4068
東京都港区赤坂5丁目1番33号 〒107-0052

ウレタン防水のリーディングカンパニー
株式会社ダイフレックス

本社 マンション改修チーム
〒163-0823
東京都新宿区西新宿2丁目4-1新宿 NSビル23階
TEL.03(5381)1188
<http://www.dyflex.co.jp>



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

三興管理株式会社

東京都千代田区神田須田町1-7
電話番号 03-3252-7367
FAX 番号 03-3255-2287

輝く新年を迎え
皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします
本年もよろしくお願ひ申し上げます

すまい美しく
ヤマギシリフォーム工業株式会社
埼玉支店
〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 (代) FAX 048-687-1721

建装工業株式会社

首都圏マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3-11-1
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
<http://www.kenso.co.jp/>

信頼される管理をめざします

株式会社ダイワサービス 東京支社

東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号
TEL 03-5214-2348

Re-innovation

TOHOは建物の資産価値を再生する会社です
ISO9001・14001全支店運用中



TOHO株式会社

東京支社 / 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-3
TEL: 03(3255)1876(代) FAX: 03(3257)9190
URL: <http://www.toho-cp.co.jp>
E-Mail: Toho@toho-cp.co.jp

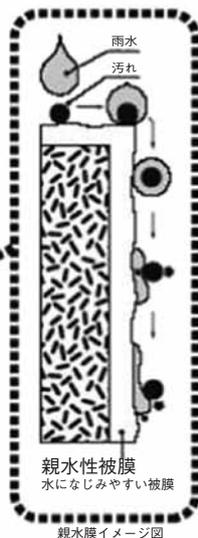
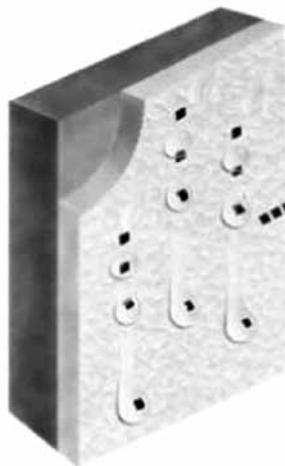
私どもは、マンション、集合住宅のリニューアル工事（大規模修繕・大規模改修工事）の専門会社です。
資産価値向上につながる Re-Innovation をコンセプトに新しい夢や感動をご提供します。

マンション管理組合様向け
リースでリフォーム
(窓・玄関ドア・手すり リフォーム)

株式会社LIXIL (リクシル)
リフォーム営業部 埼玉営業所

〒331-0811
埼玉県さいたま市北区吉野町1-23-6
TEL:048-668-5084 担当:渡会(ワタライ)

NPO マンション問題総合研究所 埼玉管ネット



全くの「逆転の発想」から誕生しました。このアレスセラホールド工法は、従来常識とされていた、水をはじく撥水性を覆し、水になじむ親水性という常識を生みました。それは、雨水が汚れと一緒に取り去るセルフクリーニング機能により、住まいの外壁の汚れを寄せ付けず、美しい外観を長く保ち続けます。



低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社
建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフッソ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタン

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

第41回秋季マンション管理 組合実践セミナー報告

平成24年11月11日 さいたま市文化センターにおいて開催されました。

テーマ：『マンション改修に国庫補助金が使えぬ事をご存知ですか?』と題して、(株)住宅あんしん保証の渋谷貴博氏を講師に迎え、国庫補助制度とその背景について、お話を聴きました。



渋谷 貴博 氏

1 『マンションの大規模修繕と運営トラブル』

長期修繕計画に基づく大規模修繕工事他、維持保全のた

めの補修工事やメンテナンスなど、建物の健康管理を行うことが、安心してマンションに住み続けるために必要です。しかし、工事の専門家ではない管理組合がスムーズに工事を実施することはとても難しいものです。

理由は三つあります。

① 役員の成り手不足

組合員の高齢化、住居の賃貸化により、積極的に修繕委員会に参加する人が少なくなっている。

② 工事内容が適正か、管理組合が把握しづらい

一般的に大規模修繕工事では、新築住宅と異なり、建築確認申請がありません。(ただし、建築物の主要構造部について行う過半の修繕・模様替えの場合、建築確認申請は必要です。)

つまり、審査機関である第

三者の現場検査はありませんので、工事内容が適正か、管理組合にとって把握し辛くなっています。

③ 「工事後のトラブルは一定割合発生している」

マンション内のトラブルは、人間関係に関するもの次に建物の不具合に関するものが多く、中でも工事後の瑕疵担保責任に関するものも含まれています。

2 『安心して大規模修繕を行うための瑕疵担保責任保険』

管理組合を守るために国交省が「住生活基本計画」において定めた、工事が加入する工事完了後の建物検査と一体となった保証制度であり、加入は任意。また、国交省はその環境整備の促進のための具体的な施策として

① 管理組合向け「大規模修繕セミナー」を全国8ヶ所で開催し、瑕疵担保責任保険の重要性について説明。

② 大規模修繕工事に対し補助金を交付する「平成24年度既存住宅流通・リフォーム推進事業」を実施。これは、管

理組合が補助金対象工事を行い工事会社が瑕疵担保責任保険に加入した場合、管理組合に対して補助金を交付するものであり、対象は建物の長寿命化を目的とした工事。(タイル剥落予防、地震対策等) 建替えが困難なマンションが多いなか国は如何に建物の長寿命化を図るかを重要な課題としています。

3 『大規模修繕は、工事会社まかせで大丈夫なの?』

建物毎に、その健康状態は異なります。また、管理組合毎にふところ具合も異なり、生活スタイルも様々です。これらを総合的に把握し、工事計画を立てる必要があります。そのためには、組合員同士が「これから今の住まいで、どう暮らしていくのか」合意形成を築くことが重要です。日頃から住民へアンケートを実施することをお勧めします。「今後どのような暮らしを希望するのか」また「専有部分及び共用部分に何が必要か」などを十分に認識した上で限られた修繕積立金を効

果的に使うことになり安心して大規模修繕工事につながります。

① 「情報・知識」

組合が情報・知識を増や

② 「パートナー」

居住者の事情に柔軟に対応できる地域団体や設計会社など。

4 『あんしん大規模修繕工事かしの保険(瑕疵担保責任保険)とは?』

保証制度を活用することは想定外の欠陥工事によるトラブルの回避に、つながります。建築士による「検査」と万が一、欠陥が見つかった場合の「保険」をセットにした保証制度です。工事後に見つかった欠陥については、工業者がその補修費用として保険金が支払われ、迅速に補修工事が行われます。また、仮に工業者が倒産等により補修工事が継続できない場合には、工事発注主である管理組合に直接保険金が支払われます。

問い合わせ先
〇三(三五六二) 八一二二

テーマ2. 『ワークシヨップでマンションの様々な保険について考えてみよう!』と題して、1級ファイナンシャル・プランニング技能士である水谷力氏を講師に迎え、保険に関するお話をお聴きしました。



水谷 力 氏

1 『マンションでは、様々なリスクがあります。』

例えば、地震や火災、また地域によっては水害などの大規模な災害から、床で滑つての転倒や、水漏れなど日常的に経験しがちなものまで数多くあります。これらに対処する方法は、主に「回避」「低減」「保有」「移転」の4つです。このうち「保有」は、事故が起きた時に自己資金で対

処する方法です。これには、それに見合う自己資金(預貯金や積立金等)があることが前提です。ところが何も無いでいると結果的に「保有」することになります。例えば地震が起きて建物が倒壊、焼失した場合の資金的な対策を何も取らずにいると、結果として自己資金を工面して修繕するしか選択肢がなくなるといふことです。また「移転」は、火災や地震に備えて保険に入るというのがこれに当たります。この4つの方法は、リスクの種類に応じて使い分ける事が賢明です。

2 『次に地震についてですが東日本大震災では多くのマンションが倒壊しています。』

仙台圏のマンション1、400棟のうち、全壊80〜100棟、半壊300棟と言われています。地震に備えるには地震保険が一つの方法ですが、地震保険の目的は、「被災者の生活の安定に寄与すること」です。よく地震保険に入らない理由の一つに、「建物が元通りに建て直せないか

ら」と言うものがあります。が、もともと地震保険は、そのような設計になっていないのです。では必要ないのでしようか? ちよつと考えてみてください。住宅ローンの残高が数千円ある方が、地震で家を失ったとすると、その方の生活は経済的にどのような損害を受けるのでしょうか? 家という資産を失った上に住宅ローンの残高はまるまる残ります。地震で仕事や収入を失うかもしれません。賃貸住宅に住むとしても家賃の他に住宅ローンを返済しなければなりませんし、家を再建するとすれば住宅ローンを二重に組まざるを得ません。いずれにしても経済的には大きな損失です。このような経済的な損失を少しでも軽減し、生活の再建を助ける役割が地震保険なのです。

3 『一方、地震保険にも課題はあります。』

損害の認定が、主要構造部の損傷によって判定されるといふ点です。例えば柱と梁で床を支える工法の場合、主要

構造部ではない壁の損傷は考慮されませんし、建物の附属設備であるエレベーターや給水塔の損傷も考慮されません。ただし、実際に東日本大震災の現場では、損害の認定が柔軟になされた事例もある様ですし、今後の課題として、これを見直す動きもありますので、改善を期待したいところです。

また、マンションには特有の問題があります。それは、専有部と共用部に分けて保険に入るといふ点です。双方に入っていないと建物全体に保険が付いていることになりません。

地震で建物が損傷した際、修繕の依頼をする時期が遅くなると修繕の着工時期も遅くなるという問題が東日本大震災では見られました。速やかに修繕を依頼するには、資金の裏づけが必要です。資金を迅速に手当てするためにも地震保険は共用部と専有部の双方に付けておいた方が賢明です。

地震保険の内容はどの保険会社で入っても同じですが、

火災保険は各社まちまちです。地震保険は火災保険とセットでなければ入れませんので、保険会社選びも重要です。保険を検討される際は、必要なアドバイスが受けられる代理店やFPに相談されることをお勧めします。現在加入している内容の見直しなどにも対応してくれる代理店やFPもありますので、一度相談してみるのも良いでしょう。

4 『最後に』

今回セミナーのアンケートを見ると、「興味深い内容だった」と言う声も多くありました。また、「現在の加入内容を確認したい」「見直したい」という声もある一方で、「まだ保険に入っていない」と言うことは、意識しているかどうかは別として管理組合がリスクを「保有」していることになりそうですので、一度、管理組合で話し合われては如何でしょうか。

平成25年埼管ネット行事予定表

| 月 日 | 行事予定 | 会 場 | 月 日 | 行事予定 | 会 場 |
|-------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-----------------|
| 1月12日 | 仕事始め | | 7月6日 | 役員会 | 事務局会議室 |
| 12日 | 役員会 | 事務局会議室 | 6日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 |
| 12日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 | 6日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 |
| 26日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 | 未定 | 地域交流会・法律相談会 | マンション集会室 |
| 2月2日 | 役員会 | 事務局会議室 | 8月3日 | 役員会 | 事務局会議室 |
| 2日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 | 3日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 |
| 2日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 | 3日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 |
| 16日 | 建物保全研修会 | 事務局会議室 | 13日～18日夏期休暇 | | |
| 3月2日 | 役員会 | 事務局会議室 | 9月7日 | 役員会 | 事務局会議室 |
| 2日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 | 7日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 |
| 2日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 | 7日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 |
| 未定 | 地域交流会・法律相談会 | マンション集会室 | 未定 | 地域交流会・法律相談会 | マンション集会室 |
| 4月6日 | 役員会 | 事務局会議室 | 10月5日 | 役員会 | 事務局会議室 |
| 6日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 | 5日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 |
| 6日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 | 5日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 |
| 20日 | 建物保全研修会 | 事務局会議室 | 19日 | 建物保全研修会 | 事務局会議室 |
| 未定 | 地域交流会 | マンション集会室 | 未定 | 地域交流会 | マンション集会室 |
| 5月11日 | 役員会 | 事務局会議室 | 11月2日 | 役員会 | 事務局会議室 |
| 11日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 | 2日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 |
| 11日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 | 2日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 |
| 26日 | 管理組合実践セミナー | さいたま市文化センター(予定) | 17日 | 管理組合実践セミナー | さいたま市文化センター(予定) |
| 26日 | 法律相談会 | さいたま市文化センター(予定) | 17日 | 法律相談会 | さいたま市文化センター(予定) |
| 6月1日 | 役員会 | 事務局会議室 | 12月7日 | 役員会 | 事務局会議室 |
| 1日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 | 7日 | 組合管理運営相談会 | 事務局会議室 |
| 1日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 | 7日 | 建物修繕相談会 | 事務局会議室 |
| 15日 | 建物保全研修会 | 事務局会議室 | 28日 | 仕事納め | |
| 未定 | 地域交流会 | マンション集会室 | | | |

事務局インフォメーション

*平成24年度年会費納入のお願いと理事長並びに役員の仕事変更届提出のお願い

当会の会員更新の時期になりました。①5月中旬・②12月初めに、各会員管理組合理事長様宛に会費の請求書をお送りさせて頂いております。未納の管理組合におかれましては、2月末日迄に、埼玉りそな銀行 南浦和支店 普通口座—3876793までお振込のことお願い致します。

また、会費の請求書と一緒に理事長様宛「変更届」をお送りしております。理事長が交替した管理組合と各書類等の送付先を変更したいマンションは、「変更届出書」を埼管ネット事務局 FAX 048-887-9924宛迄、ご送信お願い致します。

*相談員・(役員) ボランティア職員募集

「自管理組合の役員として苦勞した経験を他のマンションに伝えたい」また「マンション管理の為に何か力になりたい」と考えておられる貴方、NPO 埼管ネットの活動に参加してみませんか。マンション管理に関心のある、熱意のある方を求めています。

- ・応募資格 正会員マンションの区分所有者・賛助会員の中間職以上でマンション居住者
- ・応募方法 事務局までお問い合わせ下さい。TEL 048-887-9921・FAX 048-887-9924

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

マンションLife バックナンバー

ユーザー名 saikan-user

パスワード 1315